

電話番号 042-492-5111 (市役所代表)

※市役所にお電話をいただく場合には、市外局番(042)からおかけくださいますようお願いいたします。

ファクス 042-492-2415

電子メール kouhou@city.kiyose.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp/>

携帯サイト <http://www.city.kiyose.lg.jp/m/index.htm>

携帯電話用QRコード⇒



清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の最終報告がまとめられました

平成27年度から29年度までを計画期間とする「清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」の策定のため、学識経験者や保健・医療・福祉関係者、市民公募委員から構成される「清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、

約1年間に渡って検討を行ってきました。

この度、「清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」の最終報告書が同策定委員会から市長に提出されましたので、その内容を報告します。

問合せ 高齢支援課介護サービス係 ☎ 497・2080



渋谷市長(左)に最終報告書を手渡す村川委員長(中央)と小滝副委員長

住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らす

「清瀬市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定委員会」では、地域包括ケアシステムの構築や介護給付費の推移、介護保険料などについて検討を重ね、計画の最終報告をまとめました。

本計画では、基本理念を「**高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送れるよう健康でいきいきと暮らしていける**

まち」と定め、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活ができるよう、重点的な取り組みとして、次の8つの施策を推進します。

① **介護給付等対象サービスの充実・強化**
高齢者が要介護状態となっても、自分らしい生活を営むことができるよう、高齢者の日常生活を柔軟に支えることができるサービスの充実・強化を図ります。

② **介護予防の推進**
一人一人が活動的で生きがいのある生活を送るため、地域における専門職の積極的な活用や自立支援に資する取り組みを推進します。

③ **認知症施策の推進**
認知症高齢者の増加を見据え、認知症の早期診断・対応、認知症の状態に応じた適切なサービス提供とその流れの確立、地域のネットワークづくりや家族支援など、認知症施策の推進を図ります。

④ **日常生活を支援する体制の整備**
日常生活上の支援が必要な高齢者が安心して在宅生活を継続できるように、生活支援コーディネーターの活用を通じ、生活支援などの

サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。

⑤ **医療・保健・福祉などの連携**
医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ疾患などを抱える高齢者の増加が見込まれるため、地域の関係機関との情報共有がしやすい仕組みづくりなどを進めていきます。

⑥ **高齢者住まいの安定的な確保**
それぞれのニーズに合った住まいが提供され、個人の尊厳を確保し、高齢者が安心して暮らすことができるよう、住まいなどの環境整備に取り組みます。

⑦ **人材の確保及び質の向上**
地域包括ケアシステムの構築のため、事業者の介護人材確保の支援や、資源開発を担う生活支援コーディネーターの配置・育成、生活支援サービスを担う事業主の支援などを行います。

⑧ **災害時要援護者への支援**
市民・関係機関・団体などが連携し、災害時の安否確認や避難支援対策など、要援護者への支援・協力体制の整備を推進します。

⑨ **所得段階別介護保険料(平成27年度から29年度の3年間・左表参照)**
① 所得段階を現行の13段階(実質15段階)から18段階に細分化を図り、負担能力に応じた保険料率(基準額に対する割合)にします。

② 現行の第1段階と第2段階が統合され第1段階となり、保険料率

65歳以上の方の介護保険料を算定

介護保険制度では、計画期間中の介護保険給付費の見込み額を推計し、それを40歳以上の市民と公費(国・都・市)で負担すると定められています。本計画期間中の負担割合は、65歳以上の方が22^割、40～64歳の方が28^割、公費が50^割です。

計画では、高齢化の進展や介護報酬の改定、国による清瀬市の地域区分の変更などにより、65歳以上の方の介護保険料が、基準額(第5段階)で17^割引き上げとなる年額6万8千200円とされました。

所得段階別介護保険料(平成27年度から29年度の3年間・左表参照)

最終報告書の第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯全員が市民税非課税で生活保護・老齢福祉年金受給者の方、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.40	27,200円
第2段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額×0.62	42,300円
第3段階	第1・第2段階に該当しない方	基準額×0.73	49,800円
第4段階	世帯の誰かが市民税課税かつ本人は市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.84	57,300円
第5段階	第4段階に該当しない方	基準額	68,200円
第6段階	120万円未満の方	基準額×1.12	76,400円
第7段階	120万円以上190万円未満の方	基準額×1.27	86,600円
第8段階	190万円以上290万円未満の方	基準額×1.40	95,500円
第9段階	290万円以上400万円未満の方	基準額×1.52	103,700円
第10段階	400万円以上500万円未満の方	基準額×1.66	113,200円
第11段階	500万円以上600万円未満の方	基準額×1.74	118,700円
第12段階	600万円以上700万円未満の方	基準額×1.88	128,200円
第13段階	700万円以上800万円未満の方	基準額×1.98	135,000円
第14段階	800万円以上900万円未満の方	基準額×2.12	144,600円
第15段階	900万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.23	152,100円
第16段階	1,000万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.40	163,700円
第17段階	2,000万円以上3,000万円未満の方	基準額×2.55	173,900円
第18段階	3,000万円以上の方	基準額×2.70	184,200円



きよせカタクリまつり

3月28日(土)・29日(日)
午前10時～午後4時
中里緑地保全地域他

カタクリの花を楽しみ、雑木林の保護と育成について関心を深めませんか。まつり期間中は、清瀬せせらぎ公園管理棟に本部(インフォメーションセンター)を開設します。(3月28日(土)・29日(日)は第四小学校南側の中里緑地保全地域B地区に本部出張所を開設)

なお、今年は清瀬第四小学校でのイベント・駐車場の設置は行いません。

◆パネル展示

期間中、市内に生育する野草・野鳥などのパネルを展示します。

場所 清瀬せせらぎ公園管理棟・中里地域市民センター(中里地域市民センターは月曜休館)

◆明治薬科大学の薬用植物園「明薬の森」・資料館

日時 薬用植物園「明薬の森」=まつり期間中の午前9時30分～午後4時、資料館=火～木曜日午後1時～4時・土曜日午前10時～午後1時

場所 明治薬科大学(野塩二丁目)

※いずれも直接会場へ。

きよせカタクリまつりイベント

3月28日(土)・29日(日) 中里緑地保全地域B地区

イベント	日時	内容・申込みなど
自然観察会(先着30人)	両日午前10時～11時30分 集合=本部前	講師 清瀬の自然を守る会会員 ※団体での観察は要事前予約。
販売コーナー	両日午前10時～午後4時	市刊行物コーナー=「清瀬の野鳥」「清瀬の名木・巨木百選」「清瀬の植物」など 清瀬の自然を守る会オリジナルグッズ=花百選・絵はがき・しおりなど 和菓子販売=まんじゅうなど

緑地保全基金の募金にご協力を

清瀬の自然を守るため、期間中、清瀬市緑地保全基金協働団体の方々が本部に募金箱を設置し、緑地保全基金への募金活動を行います。ご協力をお願いします。

場所 本部(インフォメーションセンター)

問合せ 水と緑の環境課緑と公園係 ☎ 497・2098 (明治薬科大学薬用植物園などについては明治薬科大学 ☎ 495・8611)

を0・45から0・40に引き下げます。③ 現行の特例第3段階が第2段階となり、保険料率を0・65から0・62、第3段階が0・75から0・73、特例第4段階が第4段階となり0・88から0・84にそれぞれ引き下げられます。なお、介護

保険料は3月の市議会の審議を経て改定します。
※40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、ご加入の医療保険ごとの計算方法で決まります。詳細はご加入の各健康保険組合などにお問い合わせください。